

附則第十五条の規定による新規則第十九条の十の四第十一項の読替表

読 替 後

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第十九条の十の四 省 略

2510 省 略

11 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）
- イ その寄附金の額
- ロ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
- ハ その寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨
- ニ その寄附金を受領した法人の名称

二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内（当該書類が、同項第二号イ(2)に規定する特定事業年度を有し、かつ、同号イ(2)に掲げる要件を満たす同号に掲げる法人又は同項第三号イ(2)に規定する特定事業年度を有し、かつ、同号イ(2)に掲げる要件を満たす同号に掲げる法人に対して平成二十七年中に発行されたものである場合には、同年中）に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

読 替 前

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第十九条の十の四 同 上

2510 同 上

11 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 同 上

ハ 同 上

ニ 同 上

二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）</p> <p>第二十三条の五の四 施行令第四十条の四の四第二項に規定する受益証券であつて財務省令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）の受益証券とする。</p> <p>2 施行令第四十条の四の四第七項第四号に規定する財務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園</p> <p>二 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業を除く。）、同法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業、同条第十三項に規定する病児保育事業、同条第</p>	<p style="text-align: center;">（新規）</p>

十四項に規定する子育て援助活動支援事業又は同法第六条の四第一項に規定する里親に係る施設

三 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前二号に掲げる施設、同法第三十六条に規定する助産施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センターを除く。）

四 児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援が行われる独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）に規定する独立行政法人国立病院機構又は高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）に規定する国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの

五 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育を目的とする施設として定められているもの

六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第二十条に規定する母子家庭日常生活支援事業、同法第三十一条の五第一項に規定する母子家庭生活上事業、同法第三十一条の七第四項に規定する父子家庭日常生活支援事業又は同法第三十一条の十一第一項に規定する父子家庭生活向上事業に係る施設

七 前各号に掲げるもののほか、保育を目的とする施設であつて内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの

3 法第七十条の二の三第二項第二号に規定する財務省令で定める預金又は貯金に係る契約は、次に掲げるものとする。

一 普通預金（普通貯金を含む。）又は貯蓄預金（貯蓄貯金を含む。）に係る契約

二 定期預金（定期貯金を含む。）又は通知預金（通知貯金を含む。）に係る契約

4 法第七十条の二の三第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の二の三第二項第一号イに規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。以下この条において同じ。）並びに生年月日

二 法第七十条の二の三第十項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）の氏名、住所又は居所、生年月日及び前号の受贈者との続柄

三 前号の贈与者からの信託又は書面による贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得をした法第七十条の二の三第一項に規定する信託受益権（以下この条において「信託受益権」という。）、金銭又は同項に規定する金銭等（以下この条において「金銭等」という。）の価額及び当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち同項の規定の適用を受けようとする価額

四 第二号の贈与者からの書面による贈与により金銭又は金銭等の取得

をした場合にあつては、当該取得の年月日

五 法第七十条の二の三第二項第五号に規定する取扱金融機関（以下この条において「取扱金融機関」という。）の法第七十条の二の三第一項に規定する営業所等（以下この条において「営業所等」という。）の名称及び所在地

六 第一号の受贈者が施行令第四十条の四の第三項第七号に規定する結婚・子育て資金非課税申告書等（以下この条において「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）を提出したことがある場合にあつては、当該結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した法第七十条の二の三第二項第四号に規定する非課税抛出资额（以下この条において「非課税抛出资额」という。）並びに取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

七 その他参考となるべき事項

5 法第七十条の二の三第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
- 二 贈与者の氏名、住所又は居所、生年月日及び前号の受贈者との続柄
- 三 前号の贈与者からの信託又は書面による贈与により新たに取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額及び当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち新たに法第七十条の二の三第一項の規定の適用を受けようとする価額

四 第二号の贈与者からの書面による贈与により金銭又は金銭等の取得

をした場合にあつては、当該取得の年月日

五 第一号の受贈者が既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した非課税拠出額並びに取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

六 その他参考となるべき事項

6 施行令第四十条の四の四第十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 施行令第四十条の四の四第六項各号に掲げる費用 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 施行令第四十条の四の四第六項第一号に掲げる費用 受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該費用に係る婚姻の事実及び当該婚姻の年月日を証するもの

ロ 施行令第四十条の四の四第六項第二号に掲げる費用 次に掲げる書類（(2)に掲げる書類に受贈者又は当該受贈者の配偶者が同号の家屋に居住する旨の記載がある場合には、(1)及び(2)に掲げる書類）

(1) 当該受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該費用に係る婚姻の事実及び当該婚姻の年月日を証するもの

(2) 施行令第四十条の四の四第六項第二号に規定する賃貸借契約に係る契約書の写しその他の書類で当該賃貸借契約を締結した者及び契約年月日を証するもの

(3) 当該受贈者又は当該受贈者の配偶者の住民票の写しその他の書類で当該受贈者又は当該受贈者の配偶者が施行令第四十条の四の

四第六項第二号の家屋を居住の用に供したことを証するもの

ハ 施行令第四十条の四の四第六項第三号に掲げる費用 次に掲げる書類

(1) 受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該費用に係る婚姻の事実及び当該婚姻の年月日を証するもの

(2) 受贈者の住民票の写しその他の書類で当該受贈者が施行令第四十条の四の四第六項第三号の家屋に転居をした事実及び当該転居の年月日を証するもの

二 施行令第四十条の四の四第七項各号に掲げる費用 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 施行令第四十条の四の四第七項第一号に掲げる費用（受贈者の配偶者に係るものに限る。） 当該受贈者の配偶者の住民票の写しその他の書類で当該費用に係る当該受贈者の配偶者の氏名及び当該受贈者の配偶者である旨を証するもの

ロ 施行令第四十条の四の四第七項第二号に掲げる費用 次に掲げる書類

(1) 受贈者の配偶者の住民票の写しその他の書類で当該費用に係る当該受贈者の配偶者の氏名及び当該受贈者の配偶者である旨を証するもの（当該費用が当該受贈者の配偶者に係るものである場合に限る。）

(2) 当該費用に係る出産の事実及び当該出産の年月日を証する書類

ハ 施行令第四十条の四の四第七項第三号又は第四号に掲げる費用
受贈者の子の住民票の写し、戸籍の謄本その他の書類でこれらの費

-
- 用に係る当該受贈者の子の氏名及び生年月日並びに当該受贈者の子である旨を証するもの
- 7 前項の規定にかかわらず、受贈者が既に取扱金融機関の営業所等に提出した法第七十条の二の三第七項に規定する領収書等（第九項第一号において「領収書等」という。）に係る前項各号に定める書類と同一の書類を提出することとなる場合には、当該書類は、提出することを要しない。
- 8 施行令第四十条の四の四第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
 - 二 前号の受贈者の配偶者となる予定の者の氏名、住所又は居所及び生年月日
 - 三 婚姻の予定年月日
 - 四 施行令第四十条の四の四第十五項に規定する提出期限までに第六項第一号に定める書類を提出することを約する旨
- 9 法第七十条の二の三第八項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
- 一 領収書等 当該領収書等又はその写しを各人別に整理し保存する方法
 - 二 法第七十条の二の三第八項に規定する記録 当該記録を各人別に整理し保存する方法
- 10 施行令第四十条の四の四第二十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
-

-
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
 - 二 前号の受贈者が既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地
 - 三 前号の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した非課税抛出资额、贈与者の氏名及び当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称
 - 四 前号の非課税抛出资额のうち施行令第四十条の四の四第二十六項第一号に規定する遺留分による減殺の請求又は同項第二号に規定する取消権の行使があつた部分の額並びに当該遺留分による減殺の請求又は取消権の行使の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日
 - 五 その他参考となるべき事項
- 11 施行令第四十条の四の四第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
 - 二 前号の受贈者が既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地
 - 三 前号の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した非課税抛出资额、贈与者の氏名及び当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称
 - 四 前号の非課税抛出资额がないこととなつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日
 - 五 その他参考となるべき事項
- 12 施行令第四十条の四の四第三十二項に規定する財務省令で定める事項
-

は、次に掲げる事項とする。

- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
- 二 施行令第四十条の四の第三十二項に規定する変更前の氏名、住所若しくは居所又は個人番号及び変更後の氏名、住所若しくは居所又は個人番号

三 その他参考となるべき事項

13 施行令第四十条の四の第三十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
- 二 施行令第四十条の四の第三十三項に規定する移管前の営業所等の名称及び所在地並びに同項に規定する移管先の営業所等の名称及び所在地

三 その他参考となるべき事項

14 施行令第四十条の四の第三十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七十条の二の第三第二項第二号に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下この条において「結婚・子育て資金管理契約」という。）に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の第三十六項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地及び法人番号並びにその移管がされた年月日

- 二 前号の結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地

- 三 第一号の移管があつた結婚・子育て資金管理契約に係る結婚・子育て

て資金非課税申告書等を提出した受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

四 前号の受贈者が既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した非課税抛出资额並びに取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

五 その他参考となるべき事項

15 法第七十条の二の三第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の二の三第十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書（以下この項において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日における当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二 前号の結婚・子育て資金管理契約に係る贈与者の氏名

三 第一号の結婚・子育て資金管理契約が終了した事由及び終了した日（当該結婚・子育て資金管理契約が法第七十条の二の三第十一項第二号に掲げる事由により終了した場合にあつては、当該結婚・子育て資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）

四 第一号の結婚・子育て資金管理契約に係る非課税抛出资额及び法第七十条の二の三第十項第二号に規定する結婚・子育て資金支出額（結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時までに施行令第四十条の四の四第十九項後段の規定による訂正があつた場合には、そ

の訂正後のもの)

五 第二号の贈与者が第一号の結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した場合にあつては、当該贈与者の氏名、当該贈与者が死亡した年月日及び法第七十条の二の三第十項第二号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた当該贈与者に係る同号に規定する管理残額

六 第一号の結婚・子育て資金管理契約に係る結婚・子育て資金非課税申告書等、施行令第四十条の四の四第二十七項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書又は同条第三十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を提出した税務署の名称及び提出年月日

七 施行令第四十条の四の四第十五項本文の規定により同項の届出書を提出している場合において、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時にあってまだ第六項第一号に定める書類の提出がなく、かつ、同条第十五項に規定する提出期限が到来していないときは、その旨及び同条第十九項前段の規定により結婚・子育て資金の支払に充てられたものとして記録をした金額

八 その他参考となるべき事項

16 法第七十条の二の三第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 税務署長が法第七十条の二の三第十五項第一号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ 受贈者が法第七十条の二の三第二項第一号に規定する結婚・子育て

て資金（イにおいて「結婚・子育て資金」という。）の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていない旨

ロ イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ イの結婚・子育て資金の支払に充てられていない金銭の額

ニ その他参考となるべき事項

二 税務署長が法第七十条の二の三第十五項第二号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ 受贈者に係る結婚・子育て資金非課税申告書等が二以上の取扱金融機関の営業所等に提出された旨又は受贈者に係る結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税抛出額が千万円を超えている旨

ロ イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ その他参考となるべき事項

17 取扱金融機関の営業所等の長は、その作成した施行令第四十条の四の四第四十項に規定する帳簿並びに同条第四十一項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書及び結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日まで保存しなければならぬ。

18 施行令第四十条の四の四第四十三項に規定する結婚・子育て資金非課

税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書及び結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の書式は、別表第十二(一)から別表第十二(五)までによる。

19 施行令第四十条の四の四第四十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の様式は、別表第十二(六)による。

20 国税庁長官は、別表第十二(六)の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

21 施行令第四十条の四の四第四十一項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、これらの申告書に、当該取扱金融機関の法人番号を付記するものとする。

○租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除） 第十九条の十の四（略）</p> <p>2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>六 実績判定期間（施行令第二十六条の二十八の二第三項第一号に規定する実績判定期間をいう。第四項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの</p> <p>七（略）</p> <p>3 6（略）</p> <p>7 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 寄附者（役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の關係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度（<u>法第二条</u>第二項第十八号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）中の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>二（略）</p>	<p>（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除） 第十九条の十の四（略）</p> <p>2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>六 実績判定期間（施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する実績判定期間をいう。第四項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの</p> <p>七 略</p> <p>3 6（略）</p> <p>7 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 寄附者（役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の關係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>二（略）</p>

- 8 (略)
- 9 施行令第二十六条の二十八の二第三項第三号に規定する財務省令で定める事項は、寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。
- 10| 施行令第二十六条の二十八の二第三項第五号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の第十二第三号に掲げる入居定員とする。
- 11| (略)
- (直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)
第二十三条の五の三 (略)
- 2 施行令第四十条の四の三第六項第一号に規定する保育所に類するものとして財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一・二 (略)
- 三| 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育を目的とする施設として定められているもの
- 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める事項に該当するもの（前号に掲げるものを除く。）
- 3・4 (略)

- 8 (略)
- 9 施行令第二十六条の二十八の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。
- 10| (新規)
- (直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)
第二十三条の五の三 (略)
- 2 施行令第四十条の四の三第六項第一号に規定する保育所に類するものとして財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一・二 (略)
- 三| 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十条第一号イに規定する児童の保育に関する事業であつて市町村又は特別区が必要と認めるものが行われる施設
- 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める事項に該当するもの
- 3・4 (略)

- 5 法第七十条の二の二第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第七十条の二の二第二項第二号に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。以下この条において同じ。）並びに生年月日
- 二 四（略）
- 五 法第七十条の二の二第二項第五号に規定する取扱金融機関（以下この条において「取扱金融機関」という。）の法第七十条の二の二第一項に規定する営業所等（以下この条において「営業所等」という。）の名称及び所在地
- 六・七（略）
- 6 法第七十条の二の二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
- 二・三（略）
- 四 第二号の贈与者からの書面による贈与により金銭又は金銭等の取得をした場合にあつては、当該取得の年月日
- 五・六（略）
- 7 法第七十条の二の二第七項に規定する少額の支払として財務省令で定める金額は、一回の支払について一万円とし、かつ、その支払の金額とその年中の教育資金（同条第二項第一号に規定する教育資金をいう。次項及び第十六項第一号イにおいて同じ。）の支払のうち既に取扱金融機

- 5 法第七十条の二の二第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第七十条の二の二第二項第二号に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）の氏名、住所又は居所及び生年月日
- 二 四（略）
- 五 法第七十条の二の二第二項第五号に規定する取扱金融機関の同条第一項に規定する営業所等（以下この条において「取扱金融機関の営業所等」という。）の名称及び所在地
- 六・七（略）
- 6 法第七十条の二の二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
- 二・三（略）
- 四 第二号の贈与者からの書面による贈与により金銭等の取得をした場合にあつては、当該取得の年月日
- 五・六（略）
- （新規）

関の営業所等に提出した次項に規定する書類に記載したものの金額との合計額について二十四万円（取扱金融機関と教育資金管理契約（同条第二項第一号に規定する教育資金管理契約をいう。以下この条において同じ。）を締結した日又は法第七十条の二の二第十項第一号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した日の属する年にあつては、二万円にその年における当該締結した日以後又は当該終了した日以前の期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）を乗じて計算した金額）とする。

8 法第七十条の二の二第七項に規定する財務省令で定める書類は、同項の教育資金の支払の金額及び年月日、支払先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに支払の内容その他参考となるべき事項を記載した書類とする。

9 法第七十条の二の二第八項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 法第七十条の二の二第七項に規定する領収書等 当該領収書等又はその写しを各人別に整理し保存する方法

二 (略)

(新規)

7 (略)

- 一 法第七十条の二の二第七項に規定する領収書等（以下この号及び次項において「領収書等」という。） 当該領収書等又はその写しを各人別に整理し保存する方法

二 (略)

8 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第三項第二号の規定は、前項第一号に定める方法により領収書等を保存する場合には、適用しない。

- 10) 施行令第四十条の四の三第二十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
二 五 省 略
- 11) 施行令第四十条の四の三第二十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
二 五 省 略
- 12) 施行令第四十条の四の三第二十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
二 施行令第四十条の四の三第二十六項に規定する変更前の氏名、住所若しくは居所又は個人番号及び変更後の氏名、住所若しくは居所又は個人番号
三 省 略
- 13) 施行令第四十条の四の三第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
二 三 省 略
- 14) 施行令第四十条の四の三第三十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の三第三十項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地及び
- 9) (略)
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
二 五 (略)
- 10) (略)
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
二 五 (略)
- 11) (略)
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
二 施行令第四十条の四の三第二十六項に規定する変更前の氏名又は住所若しくは居所及び変更後の氏名又は住所若しくは居所
三 (略)
- 12) (略)
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
二 三 (略)
- 13) (略)
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
二 三 (略)
- 13) (略)
- 一 法第七十条の二の二第二項第二号に規定する教育資金管理契約(第三号及び次項において「教育資金管理契約」という。)に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の三第三十項に規定する移

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）並びにその移管がされた年月日

二（略）

三 第一号の移管があつた教育資金管理契約に係る教育資金非課税申告書等を提出した受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

四・五（略）

15| 法第七十条の二の二第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調査に係る教育資金管理契約が終了した日における当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに及び生年月日

二〇六（略）

16| 法第七十条の二の二第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 税務署長が法第七十条の二の二第十四項第一号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていない旨

ロ〇二（略）

二 税務署長が法第七十条の二の二第十四項第二号に掲げる事実を知つ

管先の営業所等の名称及び所在地並びにその移管がされた年月日

二（略）

三 第一号の移管があつた教育資金管理契約に係る教育資金非課税申告書等を提出した受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

四・五（略）

14|（略）

一 法第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調査に係る教育資金管理契約が終了した日における当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

二〇六（略）

15|（略）

一 同上

イ 受贈者が法第七十条の二の二第二項第一号に規定する教育資金（イにおいて「教育資金」という。）の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていない旨

ロ〇二（略）

二（略）

た場合 次に掲げる事項

イ 受贈者に係る教育資金非課税申告書等が二以上の取扱金融機関の営業所等に提出された旨又は受贈者に係る教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が千五百万円を超えている旨

ロ・ハ (略)

17| 取扱金融機関の営業所等の長は、その作成した施行令第四十条の四の三第三十四項に規定する帳簿並びに同条第三十五項に規定する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書及び教育資金管理契約に関する異動申告書の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日まで保存しなければならない。

18| (略)

19| (略)

20| (略)

21| 施行令第四十条の四の三第三十五項に規定する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書又は教育資金管理契約に関する異動申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、これらの申告書に、当該取扱金融機関の法人番号を付記するものとする。

(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

イ 受贈者に係る教育資金非課税申告書等が二以上の金融機関の法第

七十条の二の二第一項に規定する営業所等に提出された旨又は受贈者に係る教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が千五百万円を超えている旨

ロ・ハ (略)

16| 取扱金融機関の営業所等の長は、その作成した施行令第四十条の四の三第三十四項に規定する帳簿並びに同条第三十五項に規定する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書及び教育資金管理契約に関する異動申告書の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日までの間保存しなければならない

17| 同上

18| 同上

19| 同上

(新規)

第二十三条の五の四 施行令第四十条の四の四第二項に規定する受益証券であつて財務省令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）の受益証券とする。

2 施行令第四十条の四の四第七項第四号に規定する財務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園

二 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業を除く。）、同法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業、同条第十三項に規定する病児保育事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業又は同法第六条の四第一項に規定する里親に係る施設

三 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前二号に掲げる施設、同法第三十六条に規定する助産施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センターを除く。）

四 児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援が行われる独立

行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）に規定する独立行政法人国立病院機構又は高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）に規定する国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの

五 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育を目的とする施設として定められているもの

六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第二十条に規定する母子家庭日常生活支援事業、同法第三十一条の五第一項に規定する母子家庭生活向上事業、同法第三十一条の七第四項に規定する父子家庭日常生活支援事業又は同法第三十一条の十一第一項に規定する父子家庭生活向上事業に係る施設

七 前各号に掲げるもののほか、保育を目的とする施設であつて内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの

3 法第七十条の二の三第二項第二号ロに規定する財務省令で定める預金又は貯金に係る契約は、次に掲げるものとする。

一 普通預金（普通貯金を含む。）又は貯蓄預金（貯蓄貯金を含む。）に係る契約

二 定期預金（定期貯金を含む。）又は通知預金（通知貯金を含む。）に係る契約

4 法第七十条の二の三第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は

次に掲げる事項とする。

- 一 法第七十条の二の三第二項第一号イに規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。以下この条において同じ。）並びに生年月日
- 二 法第七十条の二の三第十項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）の氏名、住所又は居所、生年月日及び前号の受贈者との続柄
- 三 前号の贈与者からの信託又は書面による贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得をした法第七十条の二の三第一項に規定する信託受益権（以下この条において「信託受益権」という。）、金銭又は同項に規定する金銭等（以下この条において「金銭等」という。）の価額及び当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち同項の規定の適用を受けようとする価額
- 四 第二号の贈与者からの書面による贈与により金銭又は金銭等の取得をした場合にあつては、当該取得の年月日
- 五 法第七十条の二の三第二項第五号に規定する取扱金融機関（以下この条において「取扱金融機関」という。）の法第七十条の二の三第一項に規定する営業所等（以下この条において「営業所等」という。）の名称及び所在地
- 六 第一号の受贈者が施行令第四十条の四の四第三項第七号に規定する結婚・子育て資金非課税申告書等（以下この条において「結婚・子育て

て資金非課税申告書等」という。)を提出したことがある場合にあつては、当該結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した法第七十条の二の三第二項第四号に規定する非課税抛出资额(以下この条において「非課税抛出资额」という。)並びに取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

七 その他参考となるべき事項

5 法第七十条の二の三第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二 贈与者の氏名、住所又は居所、生年月日及び前号の受贈者との続柄

三 前号の贈与者からの信託又は書面による贈与により新たに取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額及び当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち新たに法第七十条の二の三第一項の規定の適用を受けようとする価額

四 第二号の贈与者からの書面による贈与により金銭又は金銭等の取得をした場合にあつては、当該取得の年月日

五 第一号の受贈者が既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した非課税抛出资额並びに取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

六 その他参考となるべき事項

6 施行令第四十条の四の四第十四項に規定する財務省令で定める書類は

、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 施行令第四十条の四の四第六項各号に掲げる費用 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 施行令第四十条の四の四第六項第一号に掲げる費用 受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該費用に係る婚姻の事実及び当該婚姻の年月日を証するもの

ロ 施行令第四十条の四の四第六項第二号に掲げる費用 次に掲げる書類 (2)に掲げる書類に受贈者又は当該受贈者の配偶者が同号の家屋に居住する旨の記載がある場合には、(1)及び(2)に掲げる書類)

(1) 当該受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該費用に係る婚姻の事実及び当該婚姻の年月日を証するもの

(2) 施行令第四十条の四の四第六項第二号に規定する賃貸借契約に係る契約書の写しその他の書類で当該賃貸借契約を締結した者及び契約年月日を証するもの

(3) 当該受贈者又は当該受贈者の配偶者の住民票の写しその他の書類で当該受贈者又は当該受贈者の配偶者が施行令第四十条の四の四第六項第二号の家屋を居住の用に供したことを証するもの

ハ 施行令第四十条の四の四第六項第三号に掲げる費用 次に掲げる書類

(1) 受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該費用に係る婚姻の事実及び当該婚姻の年月日を証するもの

(2) 受贈者の住民票の写しその他の書類で当該受贈者が施行令第四十条の四の四第六項第三号の家屋に転居をした事実及び当該転居

の年月日を証するもの

二 施行令第四十条の四の四第七項各号に掲げる費用 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 施行令第四十条の四の四第七項第一号に掲げる費用（受贈者の配偶者に係るものに限る。） 当該受贈者の配偶者の住民票の写しその他の書類で当該費用に係る当該受贈者の配偶者の氏名及び当該受贈者の配偶者である旨を証するもの

ロ 施行令第四十条の四の四第七項第二号に掲げる費用 次に掲げる書類

(1) 受贈者の配偶者の住民票の写しその他の書類で当該費用に係る当該受贈者の配偶者の氏名及び当該受贈者の配偶者である旨を証するもの（当該費用が当該受贈者の配偶者に係るものである場合に限る。）

(2) 当該費用に係る出産の事実及び当該出産の年月日を証する書類

ハ 施行令第四十条の四の四第七項第三号又は第四号に掲げる費用 受贈者の子の住民票の写し、戸籍の謄本その他の書類でこれらの費用に係る当該受贈者の子の氏名及び生年月日並びに当該受贈者の子である旨を証するもの

7 前項の規定にかかわらず、受贈者が既に取扱金融機関の営業所等に提出した法第七十条の二の三第七項に規定する領収書等（第九項第一号において「領収書等」という。）に係る前項各号に定める書類と同一の書類を提出することとなる場合には、当該書類は、提出することを要しない。

- 8 施行令第四十条の四の四第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
 - 二 前号の受贈者の配偶者となる予定の者の氏名、住所又は居所及び生年月日
 - 三 婚姻の予定年月日
 - 四 施行令第四十条の四の四第十五項に規定する提出期限までに第六項第一号に定める書類を提出することを約する旨
- 9 法第七十条の二の三第八項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
- 一 領収書等 当該領収書等又はその写しを各人別に整理し保存する方法
 - 二 法第七十条の二の三第八項に規定する記録 当該記録を各人別に整理し保存する方法
- 10 施行令第四十条の四の四第二十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
 - 二 前号の受贈者が既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地
 - 三 前号の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した非課税抛出額、贈与者の氏名及び当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称
 - 四 前号の非課税抛出額のうち施行令第四十条の四の四第二十六項第一

号に規定する遺留分による減殺の請求又は同項第二号に規定する取消権の行使があつた部分の額並びに当該遺留分による減殺の請求又は取消権の行使の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

五 その他参考となるべき事項

11 施行令第四十条の四の四第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二 前号の受贈者が既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地

三 前号の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した非課税拠出額、贈与者の氏名及び当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

四 前号の非課税拠出額がないこととなつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

五 その他参考となるべき事項

12 施行令第四十条の四の四第三十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二 施行令第四十条の四の四第三十二項に規定する変更前の氏名、住所若しくは居所又は個人番号及び変更後の氏名、住所若しくは居所又は個人番号

三 その他参考となるべき事項

13 施行令第四十条の四の四第三十三項に規定する財務省令で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

- 一 受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
- 二 施行令第四十条の四の第三十三項に規定する移管前の営業所等の名称及び所在地並びに同項に規定する移管先の営業所等の名称及び所在地
- 三 その他参考となるべき事項

14 施行令第四十条の四の第三十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七十条の二の三第二項第二号に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下この条において「結婚・子育て資金管理契約」という。）に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の第三十六項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地及び法人番号並びにその移管がされた年月日
- 二 前号の結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地
- 三 第一号の移管があつた結婚・子育て資金管理契約に係る結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日
- 四 前号の受贈者が既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した非課税拠出額並びに取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称
- 五 その他参考となるべき事項

15 法第七十条の二の三第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次

に掲げる事項とする。

一 法第七十条の二の三第十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書（以下この項において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日における当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二 前号の結婚・子育て資金管理契約に係る贈与者の氏名

三 第一号の結婚・子育て資金管理契約が終了した事由及び終了した日（当該結婚・子育て資金管理契約が法第七十条の二の三第十一項第二号に掲げる事由により終了した場合にあつては、当該結婚・子育て資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）

四 第一号の結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拠出額及び法第七十条の二の三第十項第二号に規定する結婚・子育て資金支出額（結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時までに施行令第四十条の四の四第十九項後段の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のもの）

五 第二号の贈与者が第一号の結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した場合にあつては、当該贈与者の氏名、当該贈与者が死亡した年月日及び法第七十条の二の三第十項第二号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた当該贈与者に係る同号に規定する管理残額

六 第一号の結婚・子育て資金管理契約に係る結婚・子育て資金非課税

申告書等、施行令第四十条の四の四第二十七項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書又は同条第三十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を提出した税務署の名称及び提出年月日

七 施行令第四十条の四の四第十五項本文の規定により同項の届出書を提出している場合において、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時にあってまだ第六項第一号に定める書類の提出がなく、かつ、同条第十五項に規定する提出期限が到来していないときは、その旨及び同条第十九項前段の規定により結婚・子育て資金の支払に充てられたものとして記録をした金額

八 その他参考となるべき事項

16 法第七十条の二の三第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 税務署長が法第七十条の二の三第十五項第一号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ 受贈者が法第七十条の二の三第二項第一号に規定する結婚・子育て資金（イにおいて「結婚・子育て資金」という。）の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていない旨

ロ イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ イの結婚・子育て資金の支払に充てられていない金銭の額

ニ その他参考となるべき事項

二 税務署長が法第七十条の二の三第十五項第二号に掲げる事実を知つ

た場合 次に掲げる事項

イ 受贈者に係る結婚・子育て資金非課税申告書等が二以上の取扱金融機関の営業所等に提出された旨又は受贈者に係る結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が千万円を超えている旨

ロ イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ その他参考となるべき事項

17 取扱金融機関の営業所等の長は、その作成した施行令第四十条の四の四第四十項に規定する帳簿並びに同条第四十一項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書及び結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日まで保存しなければならない。

18 施行令第四十条の四の四第四十三項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書及び結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の書式は、別表第十二(一)から別表第十二(五)までによる。

19 施行令第四十条の四の四第四十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の様式は、別表第十二(六)による。

20 国税庁長官は、別表第十二(六)の様式について必要があるときは、所要

の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

21 施行令第四十条の四の四第四十一項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、これらの申告書に、当該取扱金融機関の法人番号を付記するものとする。